

厚生労働省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率性等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同実施団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
68	B	地方に対する 規制緩和	医療・福祉	効発連携型認定こども園連携型(仮称)交付金制度の一元化	【申請業務(市町村)上の支援】 効発連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的地位づけを持つ第一施設」とされ、指導・監督や財政措置の本格化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(保育労働者所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく第一の施設を整備する際の補助制度であることから、これらの2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一体的に処理できる体制を確保しようとする。【本市での取組内容】補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査業務を保育労働者及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の採算が減少している中、今後の一体的な施設整備に対する懸念も高まっており、細かな事務手続きの簡素化には対応は済まず、改めて抜本的な改善が必要と考える。	【補助制度の一元化】 審査等や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査業務の効率化	児童福祉法第56条の4① 児童福祉法施行規則第5条第1項第4号 保育所等整備費交付金交付金交付要綱 認定こども園施設整備費交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、山形県、山梨県、千葉県、茨城県、東京都、新潟県、神奈川県、長野県、石川県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	○単一施設であらならず、施設整備の補助金、給付金、奨学費の2つの制度で申請事務をおこなうことによる負担増、事務の軽減の効果が限定的であること、認定こども園の保育所等整備費交付金制度(保育労働者所管)と併行して、申請・審査や市町村の事務負担が増え、これを解消するために制度の一元化が必要とある。 ○本県においても、保育労働者及び文部科学省のそれぞれに申請・審査を行うこととなり、異なる申請・審査も併用する必要性が生じている。 ○申請業務(市町村)上の支援 効発連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、保育労働者及び文部科学省のそれぞれに申請・審査を行うこととなり、異なる申請・審査も併用する必要性が生じている。具体的には、保育室やいよなどの各共用部分ごとに定員および控分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相対部分を算出し、補助金を算出している。同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 第一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、保育労働者及び文部科学省それぞれに申請・審査を行う必要が生じている。また、安心こども基金の採算が減少している中、今後の一体的な施設整備に対する懸念も高まっており、細かな事務手続きの簡素化には対応は済まず、改めて抜本的な改善が必要と考える。 【審査業務(市町村)上の支援】 第一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、保育労働者及び文部科学省それぞれに申請・審査を行う必要が生じている。また、安心こども基金の採算が減少している中、今後の一体的な施設整備に対する懸念も高まっており、細かな事務手続きの簡素化には対応は済まず、改めて抜本的な改善が必要と考える。	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省、事業基準や内容要件を定める民間や協会の様式の違い、申請・審査の役割分担に留意し、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、異なる事務手続きの負担軽減に向けて引き続き努力している。		
<p>【保育所等整備交付金(厚生労働省所管)】国から市町村への直接補助 ■効発連携型認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)】国から都道府県長経由で市町村への間接補助</p>													
<p>【認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)】国から都道府県長経由で市町村への間接補助</p>													

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月29日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の区分計算や所管する庁庁ごとの協議・調整が必要であった支援は提供して提供されていない、同一の法律に基づき、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。</p>		<p>【山形県】 利用期間等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度となれば事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【徳島県】 現状の2に分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期を合わせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支援事例に挙げられている事務負担軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと認識されるため、一元化を要望する。 【徳島市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【武庫市】 O交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、両方の施設の共有部分における施設の定員数による区分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 【長崎市】 内示の状況により予算議案の動きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の警告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本県】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園といつひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの府県から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う府間の一元化である。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助がいない一帯的な実態となっている。(併設の学童、同じ施設の保育所及び認定こども園での連携の無い、対象経費の違い、直接補助、間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期の統一化や期間スケジュールの非重複化等について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の額の様式例の提示等、事務手続きの負担軽減について検討していきたい。</p>	<p>【厚生労働省】 幼保連携型認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【関係府省：内閣府及び文部科学省】 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続きを行える方針について検討し、平成29年度中に通知する。 【関係府省：文部科学省】</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月9日閣議決定) 記載内容
<p>見解</p> <p>事務手続きの面だけでなく、別々の省庁(文部科学省、厚生労働省)の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制度しか支援が受けられないなど補助金交付額の面において不均衡が生じていることから、所管省庁の一元化を根本的の解決を求める。</p> <p>なお、今後の具体的な取組について承じていただきたい。</p> <p>補足資料</p>	<p>見解</p> <p>補足資料</p> <p>【山形県】申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事業の推進につながらず、不十分である。</p> <p>【横浜市】現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内余時期を合わせる」「種別の統一化」など個別的対応に留まっており、支援事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。</p> <p>【徳島県】事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。</p> <p>【筑前市】交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の利用部分における利用の定員数による区分方式を廃止し、どちらか一方に寄ることで、効率的な事務処理が実現できるよう改善を求める。</p> <p>【後援者】 幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的措置づけを伴った単一施設」であることから、災害旧補助の事例のよう同一施設内において幼保機能のどちらか一方のみ支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。</p> <p>【長崎県】内余の状況により予算議案の動きが変動することや、申請額より内余額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の補償をしておく必要があるため、可能な範囲内で内余の時期及び額について事前情報提供して頂きたい。</p> <p>【熊本県】事務手続きの一元化がなされていることは認識しているが、事務が複雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園という2つの児童福祉施設に対して、異なる2つの省庁から補助金の交付がなされている点である。補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの一元化では根本的かつ持続可能な解決にはつながらないため、関係府県から後援者(認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一層大きな要因となっている。(災害の事例:同じ環境の保育所及び認定こども園)の基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害補償額における取扱いの違い等)</p>	<p>【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼保連携部分の募集時期・内余時期の統一化や非期スケジュールの事前告知等について引き続き取り組む。更なる様式の統一化、事業費率別の額の補正例の提示等、事務手続きの負担軽減について検討していきたい。</p>	<p>〔(厚生労働省)〕 (8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図ると、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の非公式フレームの明文化等、地方公共団体が円滑に手続きを行える方向について検討し、平成29年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省)</p>
<p>保育士登録の取消しに係る事務の運用については、保育士登録の情報と法務省の犯罪情報とを突き合わせた上で、取消しが必要な保育士について国から該当の都道府県に情報提供するなど、地方の事務負担に配慮した効果的・効率的な方法を検討し、早期に対応方法を承じていただきたい。</p>	<p>【静岡県】関係省庁との協議内容等について、適宜、都道府県に情報提供いただくなど、要望内容が反映されるよう配慮願いたい。</p>			<p>○ 一次回答のとおり、保育士登録の取り直しに係る事務の運用については、現在関係府等と詳細な内容を検討中であり、今後通知等により、各自自治体にお示しすることを考えている。</p>	<p>〔(厚生労働省)〕 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)登録以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由(18条の3第2項及び第4項)に該当するようになった者の保育士登録の取消しに関する事例については、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に犯罪情報の照会を行うことにより、欠格事由の届出の事業者の届出を待つ上で、当該事例を速速に実施できるよう検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

厚生労働省「最終的な調整結果」

番号 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他 (特記事項)	＜適用関係団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)＞		各府県からの第1回調査
	区分	分野									団体名	支援事例	
80	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和	介護保険法第69条の第1項第2号及び第3号による介護支援専門員の登録の欠格期間(社会福祉士の欠格期間と同様)に5年→2年に緩和する。	処分後の欠格期間が5年と、社会福祉士等の欠格期間2年と比較して長期であり、処分対象者が確保できないという声が高まっている。 介護支援専門員が勤務する居宅介護支援事業所等は小規模事業所が多いため、欠格期間が長期であると処分対象者の雇用維持が困難となる。また、事業所及び利用者にとっても、新たな人材を確保し信頼関係を再構築するのは大きな負担となっている。	介護支援専門員の復職の可能性を広げること、事業者の人材の確保につながる。	介護保険法第69条の第1項第2号第9号	厚生労働省	宮城県、山形県、広島県		岩手県、川崎市	○介護支援専門員の欠格期間を他府県に比べて長期とする合理的理由がなく、美観的な復職の機会を過度に制限することは、本人及び介護サービス利用者の利益を損なうことになる。 ○介護支援専門員は、要介護者等に対して、その心身の状況や置かれた環境等に即応しつつ、心身の障害や病状の経過(ニーズ)等を十分把握した上でケアを行うことが求められ、それに適った適切な介護サービスが提供されるようにするケアマネジメントの仕様が本人されており、そのケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っている。 ○介護支援専門員は、要介護者等に身近に接することから、介護保険サービスの品質や給付管理、他のサービス事業所の請求事務にも関わっていることから、不正請求等の不正行為を抑えたい。高い倫理観並びに法令遵守が特に求められる。 ○そのため、介護支援専門員の資格取得にあたっては、社会福祉士や介護福祉士等の法定資格に満たざるを得ない。5年を経過することを経験の形跡を踏まえており、また、不正行為等により登録が消滅した後の欠格期間を社会福祉士や介護福祉士等の欠格期間から引き定めている。 ○このような仕組みが、介護支援専門員や介護保険制度全体に対する信頼感の維持に寄与していることであり、今回の提案のように、介護支援専門員の欠格期間を短縮することは、介護支援専門員による不正行為発覚による効果や介護支援専門員等に対する信頼感の低下につながるものであり、慎重な検討が必要である。	
14	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	小規模多機能型居宅介護の員数の選別の緩和	小規模多機能型居宅介護の員数の選別の緩和	当該の小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った段階で職員が足りないため、事業所が期間満了前に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。 また、銀行の基準では採算性が良くないこともあり、利用したいという人のニーズに応えられないケースもある。 専任として、従って確保しづらい一方で、また安心して暮らせる仕組みの充実に向けて小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めてきたが、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人へのサービス提供がなかなかならない。	基準の緩和により、事業所において介護人材の不足を解消することができるとともに、事業者の経営も安定するため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進む。	指定地域型居宅サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める法律(第14号)第55条(指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者)において、「指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防サービス事業所の従業者、訪問介護員として認知症に関する介護に専事した経験を有する者又は保健医療サービス新しは福祉サービスの経験に優れた経験を有する者であつて、別に規定された要件が定められていることである。また、代表者交代等による事業の継続においても、当該要件を満たす者が確保できない場合は、事業の代表者の変更手続が行えないこと、ならぬことである。	厚生労働省		柏江市	仙台市、北九州市	○高市においても、小規模多機能型居宅介護事業所に基準以上の職員を採用できなかったため、期間特許利用職員人数を少なくして運営を開始した事例がある。 ○小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり、職員の不足により事業の実施に支障をきたしているとの話も聞いているが、小規模多機能型居宅介護の員数選別の緩和によりサービスに係る介護従業者の人員配置を計画し、同様のサービスを行う通所介護に比べ、配人員が多いため、サービスの質の確保や計画した人員基準の確保が期待される。介護人材の不足の解消や小規模多機能型居宅介護の質の向上を図るための効果も期待されるものとする。	○小規模多機能型居宅介護の利用者としては市町支庁から認知症の方を中心に、日中通いのサービスにおいて、適切なケアをするための必要な人員基準として、認知症対応型共同生活介護を参考に、利用者3人に対して1名の従業者としている。 ○このため、人員基準の緩和は、サービスの質の低下につながる懸念があるため、適切ではないと考えている。
90	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修)を緩和する。	指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修)を緩和する。	指定地域型居宅サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第55条(指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者)において、「指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防サービス事業所の従業者、訪問介護員として認知症に関する介護に専事した経験を有する者又は保健医療サービス新しは福祉サービスの経験に優れた経験を有する者であつて、別に規定された要件が定められていることである。また、代表者交代等による事業の継続においても、当該要件を満たす者が確保できない場合は、事業の代表者の変更手続が行えないこと、ならぬことである。	基準の緩和又は、準拠すべき基準とすることで、各市町村等の実情に即応して事業者の代表者となるための要件を定めることが可能となり、事業者の職員の不足及び研修の確保が容易になるとともに、指定地域型居宅サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める法律(第14号)第55条(指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者)において、「指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防サービス事業所の従業者、訪問介護員として認知症に関する介護に専事した経験を有する者又は保健医療サービス新しは福祉サービスの経験に優れた経験を有する者であつて、別に規定された要件が定められていることである。また、代表者交代等による事業の継続においても、当該要件を満たす者が確保できない場合は、事業の代表者の変更手続が行えないこと、ならぬことである。	指定地域型居宅サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める法律(第14号)第55条(指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者)において、「指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防サービス事業所の従業者、訪問介護員として認知症に関する介護に専事した経験を有する者又は保健医療サービス新しは福祉サービスの経験に優れた経験を有する者であつて、別に規定された要件が定められていることである。また、代表者交代等による事業の継続においても、当該要件を満たす者が確保できない場合は、事業の代表者の変更手続が行えないこと、ならぬことである。	厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、安芸県、大原府、兵庫県、和歌山県、徳島県	莆田市	○代表者交代による手続の遅滞が見られるので、緩和が必要と考えます。	○研修の遅滞により代表者交代の手続に支障が出ている事例があることは認識しており、現在、社会福祉審議会介護給付委員会から小規模多機能型居宅介護サービスの人員基準・経験を協議していることなどがあることから、今回の事例への対応についても、あわせて協議した方がよいと考えている。	
15	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者が総合事業の訪問型サービスAを実施する場合、訪問型サービスAについて、介護予防、日常生活支援総合事業(以下総合事業)と同様に訪問型サービスAと同等の業務が可能となるよう基準を緩和する。 本市としては、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援に向けて、訪問型サービスAについて整備を進めているが、人材確保の観点から訪問型サービスAの実施に難色を示している事業所も多いため、対応に苦慮している。 当該総合事業の現行の訪問型サービスAと訪問型サービスAとを同一事業所で実施する場合についても同様の支援がある。	基準の緩和により、事業者として事業実施の体制を整えることができ、訪問型サービスAへの移行が進むことにより、市としても社会福祉費の削減につながる。	指定居宅サービス等のサービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める法律(第14号)第55条(指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者)において、「指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防サービス事業所の従業者、訪問介護員として認知症に関する介護に専事した経験を有する者又は保健医療サービス新しは福祉サービスの経験に優れた経験を有する者であつて、別に規定された要件が定められていることである。また、代表者交代等による事業の継続においても、当該要件を満たす者が確保できない場合は、事業の代表者の変更手続が行えないこと、ならぬことである。	厚生労働省		柏江市	浜田市、ひたなから市、八王子市、長崎県、熊本県	○サービス提供責任者が業務できないことにより、総合事業で別の責任者をたてることがあるため、人員不足の事業で総合事業に参入しづらいという支障がある。 今年度以降に総合事業が実施されると介護予防訪問型サービスの対象者が入り混ざるため、利用者が定期利用の要するから訪問型サービスAを併用することが必要となる。 責任者の兼務要件の緩和があれば、総合事業により多くの事業所が参入できると考える。 ○訪問型介護事業所において配置が必要となる人員のうち、サービス提供責任者は、資格要件(介護福祉士)が定められていることにより、人材確保が難しく、また、人材が確保しにくいから、事業者の参入支援の一因となっているのが現状である。 今後、高齢者の増加に伴ってサービス提供責任者の不足が懸念される中で、訪問型サービスAの実施主体の確保は必要不可欠なため、基準緩和の必要性がある。 また、訪問型サービスAを実施する事業者は、訪問介護と同一事業所で実施する場合は多数想定されるため、同一事業所で提供されるサービス(訪問介護・訪問型サービスA)において、サービス提供責任者を兼務する必要性は認められる。 サービス提供責任者を兼務する必要性は認められる。サービス提供責任者が訪問型サービスの責任者との兼務が難しいため、人員の確保が難しく、参入できないという事業者の声が多くなる。 現在は、サービス提供責任者として従事する時間と訪問型サービスAの責任者として従事する時間別で配置することに対応しているが、それにより、人員基準を満たさなくなるため、新たな人員を確保する必要がある。	○訪問型訪問型サービスA(緩和した基準によるサービスA、以下「緩和型サービスA」という。)を一体的に運営する場において、同一の人員がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。 ○具体的には、総合事業における緩和型サービスAのサービス提供責任者の必要性については市町村の判断で、訪問型サービスAと同様に要介護者と要支援者数を合算する取扱いにすると、要支援者の利用者数を例え1/2にした上で要介護者数を合算する取扱いにすると等が可能である。 ○なお、本件については、全国介護保険担当課長会議等において、議論したい。

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府県からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料						
<p>○ケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っており、高い機軸職並みに法令遵守が求められる。</p> <p>○そのため、登録免除処分を受けた場合に一定の欠格期間を設けることは、不正行為の防止効果や、登録免除の再発を必要となく抑制しているが、それによる欠格期間中、国等資格である社会福祉士や介護福祉士の年間と比べ非常に短いものとなっている。</p> <p>○国等資格である社会福祉士や介護福祉士の機軸職の保持や法令遵守等不正行為の防止が車両の欠格期間中も担保できるのであれば、公的資格に属する介護支援専門員についても十分担保できるものとする。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○介護支援専門員が介護保険制度上、極めて重要な役割を担っていることは理解できるものの、介護人材が不足している現状において、社会福祉士等、他の資格の欠格期間(2年)に出して5年としているのは、過度に長いのではないか。</p> <p>例えば、運転免許のように、個別事情によって欠格期間の短縮を行うことができるようとするなどの対応を検討する余地はあるのではないかと。</p> <p>(参考) 「運転免許の効力の停止等の処分基準の改正について(平成26年11月13日付警察庁内通文第40号)」において、運転免許の取り消し等処分を受けた者に、「運転者としての危険性がより低いと判断すべき種類の事情があるとき」とについては、都道府県において、欠格期間の短縮等、処分を軽減することができることとされている。</p>	<p>○介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和については、各都道府県に対する実施調査を行った上で検討する。</p>		<p>平成22年の地方公共団体の提案に対する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容</p>	
<p>○都市の小規模多機能型居宅介護事業所においては、軽度者の利用が中心となっている。制度整備として、中重度者の在宅移行を促すために包括的公費を確保するという趣旨は理解できるが、実際は軽度者(要介護1・2)で通所・訪問の利用が多い利用者が、上級職を担う可能性があるためケアマネから削がれているケースが多い。厚生労働省における小規模多機能型居宅介護の利用者における制度創設時の平均介護度は3.5程度を想定していたが、現状では介護サービスの利用者の平均介護度は2.5程度であり、また、市内の小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の平均介護度は、平成29年7月28日時点で2.4である。</p> <p>○サービスの質の低下については、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスで配置されている職員が訪問に投与していない時間に対応可能であること、各利用者の利用回数が多く、従業員が各利用者の特性をより理解していることから、人員配置の緩和によりサービスの質の低下につながらないものとする。</p>				<p>【全国知事会】 「戻すべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は準拠すべき基準へ移行すべきである。 「戻すべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の事情に合った適度・適量なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 利用実への影響等に配慮しつつ、提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○小規模多機能型居宅介護は、そもそも様々な状態の要介護者及び支援者を対象にかつ適いを中心として多様なサービスを組み合わせたものであり、認知症の方に対することは適度でないのではないかと。 ○また、制度創設時の想定とも状況が異なつたものとなっている以上、見直しすべきではないかと。 ○セリアジックの場において、「中重度者の利用が促されるような仕組みの構築を求められていることから、事業者の緩和と難しい、軽度者事業の緩和等の併せて考えれば、支援が解決できるのではないかと。」との説明があったが、自治体や事業者の過度の負担なく実施事例を解決する具体的な方法を示していただきたい。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護は、中重度者や認知症の方を支えるサービスであり、利用者の特性や希望に応じて、適いを中心とした訪問のサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活することが必要な支援が行われている。また、小規模多機能型居宅介護の基準・報酬については、サービス提供量を確保や職員の機軸職・効率的な運営を図るから、平成20年度以降報酬決定に向けて社会保険審議会介護給付費分科会で議論いただいていたところである。小規模多機能型居宅介護の人員基準は、こうした観点やサービス確保を踏まえて設定しており、報酬額のように利用者の実の状況が反映して、人員基準を判断すべきものではない。</p>	<p>【厚生労働省】 〔27〕介護保険法(第9法123) 〔8〕介護保険法(第9法123) 〔8〕介護保険法(第9法123)の普及等を図る市町村の事務となること、安定的な事務の運営に向けた小規模多機能型居宅介護事業所の取組事例を、市町村に平成29年度中に届出する。</p>		
<p>○小規模多機能型居宅介護サービスをはじめとする地域密着型サービスの普及を進めるため、基準緩和により、支障となる事例を解消していただきたい。</p> <p>○また、社会保険審議会介護給付費分科会へ事前となる議論が行われ、提案が実現されるようお願いする。なお、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示ししたとともに、検討状況についても随時情報提供いただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 「戻すべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は準拠すべき基準へ移行すべきである。 「戻すべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の政策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の事情に合った適度・適量なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。</p>	<p>○小規模多機能型居宅介護の代表者の資格要件となっている研修については、都道府県における研修の開催の状況等を踏まえ、次回研修を申請する旨の随時的な提出等により、研修を修了することが確保に見込まれる場合は、研修修了の期間を設ける等、要件を緩和すべきではないかと。 ○社会保険審議会介護給付費分科会に諮るとのことだが、年々の開催決定に間に合うよう、早急に協議を出していただきたい。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「戻すべき基準」に基づく要件(研修修了)の緩和については、社会保険審議会介護給付費分科会にお願いしていただくこととしており、平成29年度中に協議を得ることとしている。</p> <p>〔14〕指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業担当者研修については、代表者に変更がある際の当該研修の修了について、一定の経過措置を設けることを検討し、平成29年度中に結論を得る。その実施にまつて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【厚生労働省】 〔27〕介護保険法(第9法123) 〔14〕指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業担当者研修については、代表者に変更がある際の当該研修の修了について、一定の経過措置を設けることを検討し、平成29年度中に結論を得る。その実施にまつて必要な措置を講ずる。</p>		
<p>○業務可能な回答をいただいているが、各自治体・事業者にその旨が正しく伝わっていない可能性がある。</p> <p>○そのため、訪問介護のサービス提供責任者及び現行の訪問介護担当のサービスのサービス提供責任者について、訪問型サービスとの業務が可能である旨の通知等を発信いただくとともに、お示しいただいた内容を適宜を通じて周知していただきたい。</p>		<p>【14]各市町 市町村の判断で業務可能なことだが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号、以下「基準」とい。)第5条第2項及び第4項の訪問介護員に見ると、常勤のサービス提供責任者を兼務可能と判断することは困難であることから、業務可能である旨を明確化する必要があると考え。そのため、この取り扱いは、全国介護保険担当課長会議等での周知にとどまらず、業務可能であることを(年内を目途に)通知または基準の改正をしていただきたい。 【長崎市】 長崎市においても、訪問介護と緩和サービスを一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことが可能としている。緩和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス、訪問介護の人員基準を考えたとき、利用者に対する責任者の必要配置は、利用者を選択する取扱いとしては、極めて難しいと考え。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業と兼務した場合は、常勤扱いとならなければならないため、居宅サービス(訪問介護)の人員基準について、見直しを検討していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 「訪問介護事業所又は従前の介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業所(以下「訪問型サービス事業所」とい。)」と訪問型サービスを単独に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能であり、その旨について周知することであるが、追加共同提案団体も、多くの自治体において訪問介護事業所のサービス提供責任者は、訪問型サービスの事業に従事することができると認識していることから、介護の現場では支障が生じている。そのため、迅速かつ柔軟な対応が望まれることから、年々の開催決定に間に合うよう、通知の発信及び会議での周知をすすめていただきたい。また、通常の作成に当たっては、趣旨的な内容ではなく、具体的なかつわかりやすい内容となるようにしていただきたい。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文面により十分な周知を行うこと。</p>	<p>「訪問介護と訪問型サービス(緩和した基準によるサービス)」を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことが可能であることについて、平成29年度内を目途に全国会議等で周知したい。</p>	<p>〔14〕指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第2項)については、指定訪問介護に相当するサービス(緩和)と介護予防・日常生活支援総合事業の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1年訪問事業(訪問型サービス)に相当するサービス(緩和)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1年訪問事業(訪問型サービス)に相当するサービス(緩和)とを併せて一体的に運営している場合は、同一の人物がサービス提供責任者の業務に従事することが可能であるとを、地方公共団体に平成29年度中に届出する。</p>				

厚生労働省「最終的な調整結果」

整理番号	提案区分		提案事項(事業者名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(留意事項)	＜追加実施団体及び当該団体等からされた提案事項(主なもの)＞	各府県からの第1次回答
	区分	分野										
207	B	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問介護におけるサービス提供責任者の業務対象事業についての規制緩和を求める。	訪問型サービスにおけるサービス提供責任者の業務が可能なことと、訪問型サービスAの事業所の増加が見込まれることにより、利用者に対して十分なサービスを提供することができる。訪問型サービスAの人員不足の解消策の1つになること、事業者の負担軽減策の1つとして、いちは市町村に対するサービスA以外の部分を含む訪問型サービスAと訪問型サービスAのサービス提供責任者が業務すること、重症の介護サービスにより、サービス内容が変更となった場合でも切羽急な継続的に支援を行うことができる。	訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の業務が可能なことと、訪問型サービスAの事業所の増加が見込まれることにより、利用者に対して十分なサービスを提供することができる。訪問型サービスAの人員不足の解消策の1つになること、事業者の負担軽減策の1つとして、いちは市町村に対するサービスA以外の部分を含む訪問型サービスAと訪問型サービスAのサービス提供責任者が業務すること、重症の介護サービスにより、サービス内容が変更となった場合でも切羽急な継続的に支援を行うことができる。	指定介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月1日厚生省令第76号)、指定介護(介護予防介護)に関する条例(平成18年3月1日厚生省令第76号)、労働基準法(昭和25年5月31日厚生省令第31号)第5条第4項	厚生労働省	八王子市	横浜市、ひた市、静岡市、鹿嶋市、熊本市、長崎市	○サービス提供責任者が業務できないことより、総合事業で別の責任者をたてることがあるため、人員不足の事業所では総合事業に参入しづらいとの指摘がある。事業者は特に総合事業が実施されている事業所が参入しづらいと指摘する。○19年1月に認可する訪問事業(移行措置)では認められていないものの、向科(緩和系サービス)においては認められていないためサービスの拡充につながる見込みがない。○緩和系サービスの関係については明確な法的根拠がない。○本市は、介護予防・日常生活支援総合事業に採りあげる効果的な介護予防の推進の観点から、訪問型サービスAを認定している。しかしながら、慢性的な介護人材不足が生じている中で、訪問介護と別に訪問型サービスAのサービス提供責任者を配置しなければならぬことに対する事業者の負担感も極めて大きく、訪問型サービスAの実施を阻害する懸念がある。本市においては、小規模な事業者が比較的多く、小規模事業者にとって、訪問型サービスAの認定のためにサービス提供責任者を配置することは実際に困難であるため、訪問型サービスAの実施事業所を増やすことができない現状があり、今後市として訪問型サービスAの事業を安定的に確保してゆけるか懸念している。また、これだけ総合事業施設に訪問型サービスAを開始した指定訪問介護事業所の中から、サービス提供責任者の人員が確保できないと理由に、訪問型サービスAの認定事業所の増加が見込まれる。訪問型サービスAの認定を受ける利用者サービスが確保される。訪問型サービスAの認定を受ける利用者が減少する恐れがある。○本市も同様で、サービス提供責任者と訪問型サービスAの責任者との業務ができていない、人員の確保が難しく、参入できないという事業者の声が多々ある。現在は、サービス提供責任者として従事する時間と訪問型サービスAの責任者として従事する時間分けて配置することで対応しているが、それにより、人員確保を高たせる必要がある。○訪問型サービスAの一体的な実施において、同一地域内の業務を認めているサービスAと併行してサービス提供責任者の業務が可能な場合は、訪問型サービスAの実施事業所の増加が見込まれる。訪問型サービスAの認定を受ける利用者サービスが確保される。訪問型サービスAの認定を受ける利用者サービスが減少する恐れがある。○本市も同様で、サービス提供責任者と訪問型サービスAの責任者との業務ができていない、人員の確保が難しく、参入できないという事業者の声が多々ある。現在は、サービス提供責任者として従事する時間と訪問型サービスAの責任者として従事する時間分けて配置することで対応しているが、それにより、人員確保を高たせる必要がある。	
232	B	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士試験受験資格に必要ない介護福祉士受験者研修の受講期間を短縮する。	介護福祉士は介護職の中核的な役割を担うことが期待されていることであるが、平成28年度から実務経験者の受講資格は実務経験が50時間の受講が認められた。平成27年度までは3年以上の介護職に付いた実務経験のみで受験資格があったが、現在は「介護職の賃金向上」を行うため、平成26年度から3年以上の実務経験に加え、「実務者研修」の受講が必須化された。たん後引など庶民的なサービスも提供可能な人材の確保が求められる。さらに、受講料も自己負担もっている。それについても、全国で平成27年度は受験者が16万919人であったが、平成28年度は約11.1万人と減少した。京都府としては、第7次京都府高齢者健康福祉計画(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定)により、定めたものに従って、平成27-29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材の育成と定率も言われた法的な取組を進めているが、介護職の人員は、慢性的に不足している。その解決のため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の読み替え等、受験者への配慮が必要と考える。	介護職が慢性的に不足している中、介護福祉士業務研修の受講時間を短縮することで、資格試験受験者の増加による介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実に貢献することに資する。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条、社会福祉士介護福祉士養成施設認定規則第3条の2	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県、鳥取県、徳島県、香川県、高松市、高松市	別紙あり	津田市、川崎市、横浜市、相模原市、川崎市、鹿嶋市	○介護福祉士の試験に際しては、研修における研修時間の短縮化が望ましいと考える。○介護福祉士の業務に必要とされる研修時間の短縮化が望ましいと考える。○介護福祉士の業務に必要とされる研修時間の短縮化が望ましいと考える。○介護福祉士の業務に必要とされる研修時間の短縮化が望ましいと考える。
162	B	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	【提案の背景】地域で必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定)により、定めたものに従って、平成27-29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材の育成と定率も言われた法的な取組を進めているが、介護職の人員は、慢性的に不足している。その解決のため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の読み替え等、受験者への配慮が必要と考える。	地域で必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定)により、定めたものに従って、平成27-29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材の育成と定率も言われた法的な取組を進めているが、介護職の人員は、慢性的に不足している。その解決のため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の読み替え等、受験者への配慮が必要と考える。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条、社会福祉士及び介護福祉士法第41条、社会福祉士法第21条	文科部、厚生労働省	長野県	津田市、相模原市、川崎市、横浜市、相模原市、川崎市、鹿嶋市、熊本市、長崎市	○介護福祉士の試験に際しては、研修における研修時間の短縮化が望ましいと考える。○介護福祉士の業務に必要とされる研修時間の短縮化が望ましいと考える。○介護福祉士の業務に必要とされる研修時間の短縮化が望ましいと考える。○介護福祉士の業務に必要とされる研修時間の短縮化が望ましいと考える。	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年度の地方からの提案等に関する方針方針 (平成29年11月26日閣議決定) 抜粋内容
見解	見解	見解	見解	見解	見解
<p>市町村の判断で業務可能とのことだが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に際する基準(平成18年3月31日厚生省告示第7号。以下「基準」という。)第3条第2号及び第4項の訪問介護からみると、常勤のサービス提供責任者が業務実施と聯繫することは困難であることから、業務可能である旨を明確化する必要があると考えます。</p> <p>そのため、この取り扱いについては、全国介護保険担当部会長会議等の周知にとどまらず、業務可能であること5年以内を目途に通知または基準の改正をしていただきたい。</p>	<p>【長崎市】 長崎市においても、訪問介護と緩和サービスを一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能としている。 緩和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス(訪問介護)の人員基準を考えたとき、利用者に対して責任者の必要配置数は、利用者を各算する取扱いとしてよいとは、解釈できないと考えます。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業と兼務した場合は、常勤扱いとならないと考えられるため、居宅サービス(訪問介護)の人員基準について、見直しを検討していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 「居宅サービス基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権推進委員より指摘されている。 緩和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス(訪問介護)の人員基準を考えたとき、利用者に対して責任者の必要配置数は、利用者を各算する取扱いとしてよいとは、解釈できないと考えます。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業と兼務した場合は、常勤扱いとならないと考えられるため、居宅サービス(訪問介護)の人員基準について、見直しを検討していただきたい。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係において提案団体との間で十分確認を行い、その確認について明らかにすべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>	<p>○訪問介護事業所又は従前の介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業所(以下「訪問介護事業所等」という。)と訪問型サービスを行う事業所を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能であり、その旨について周知することであるが、追加共同提案団体も含め、多くの自治体において訪問介護事業所等のサービス提供責任者は、訪問型サービスの業務に専事することができないと認識していることから、介護の現場では支障が生じている。そのため、迅速かつ確実な周知が望まれることから、年末の閣議決定に際し、通知の発出及び実施への周知を行ったいただきたい。また、通知の作成に当たっては、具体的な内容ではなく、具体的かつ分かりやすい内容となるようにしていただきたい。</p>	<p>訪問介護と訪問型サービス(緩和した基準によるサービス)を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことが可能であることについて、平成29年度内を目途に全国周知等を実施したい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(第9条12) (18)指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に際する基準(第11号厚生省告示第7号)第2項)等については、指定訪問介護の事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービスに限る。)と介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される。当該労働者が同一の事業所又は同一の施設と同一の事業所において一体的に運営されている場合、同一の人物がサービス提供責任者の業務に専事することが可能であると。地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>
<p>介護福祉士試験については、実務者研修の受講が義務づけられた直後の平成29年度試験の受験者が前年度比で減少しており、卒業の実態を分析したうえで、適切な対応策をご検討いただきたい。</p> <p>また、実務者研修については、遠隔授業の活用や他の研修で履修済みの科目の免状を認めると、受講期間短縮による受講者の負担軽減を図ることとすることで、必要に応じて再度現場の事業者や介護職員の実態を調査し、更なる負担軽減策をご検討いただきたい。</p> <p>さらに、実務者研修は、その多くが地方厚生局の指定した介護福祉士実務者研修養成施設で実施されているが、これら介護福祉士実務者研修養成施設には医療的ケアの課程はあるものの、医療研修の必修科目となる実習(特別介護老人ホーム等)がないため、実際に実地研修を行うことができます。医療的ケアを提供できない介護福祉士を輩出している。このように医療的ケアを実施できる介護福祉士と医療的ケアを実施できない介護福祉士が混在する現状を踏まえて、その受講を選択制とすることで実務者研修の見直しを努めていただきたい</p>	<p>【全国知事会】 「就業の実態を求める。 ただし、介護福祉士の職下の底上げにならないよう検討の上、実現すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○介護福祉士試験の受験者が年減した要因を分析し、それらへの対応策とともに、考えていただきたい。 ○実務者研修時間450時間は過大であり、今後改めて見直す必要があるのではないかと、医療的ケアを実施できる介護福祉士と実施できない介護福祉士が混在している以上、医療的ケアの受講を選択制にしてもよいのではないかと、</p>	<p>○実務者研修の受講時間については、現場の事業者や介護職員の実態を踏まえた検討(約450時間として)を行い、見直しを促すこと。 ○また、医療的ケア研修については、認知症や医療的ケアなど介護ニーズが多様化する中、介護現場における申請制の取組として専門職である介護福祉士の員を確保するうえで必要と考えられており、選択制の導入は困難である。 ○なお、実務者研修導入の影響と負担軽減策については、今年度の調査研究により実態把握することとしており、その結果を踏まえ課題を整理し、介護福祉士の員の確保に留意しながら、必要な対応策を検討していただきたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (1)介護福祉士実務者研修ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者が減少した要因を分析した上で介護福祉士の数を確保する方針にあり、選択制の導入は困難である。 (2)また、実務者研修導入の影響と負担軽減策については、今年度の調査研究により実態把握することとしており、その結果を踏まえ課題を整理し、介護福祉士の員の確保に留意しながら、必要な対応策を検討していただきたい。</p>	<p>6【文科科学省】 (14)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において、現行科目を履修した学生と比べ、必要な履修科目を履修している。このため、平成29年度中に試験を受ける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係省庁:厚生労働省)</p>
<p>○本県の福祉学科コースのある高等学校では、学習指導要領に基づいた十分な一般教養と福祉施設との連携による専門知識・技能をバリエーションよく履修し、介護人材としての知識・技能に加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるように努めており、本県の福祉学科コースのある高等学校は高専1年生が介護福祉士養成施設等で実科科目を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設を通して、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応できる十分な知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の向上に貢献できると考えます。 ○現行、介護福祉士試験の実験資格として、①介護福祉士養成施設(2年以上)、②福祉系大学等を卒業した介護福祉士養成施設(1年以上)③福祉系高校(3年間)は同等と認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなすことには合理的とはいえない。</p>	<p>【全国市長会】 ○後段については、受講内容の共通化などをして、各学校段階で受講できるようにしたうえで、学校自体の卒業単位という位置づけから切り離し、介護福祉士資格取得のための必要試験科目にすることで高校も大学でも履修実績を共有できるものと受け止めます</p>	<p>○総履修時間数の不足を理由に福祉系高校の指定を受けていない高校についても、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件を満たす場合には、養成施設における科目の履修に代えることを認めるべきではないかと、 ○介護福祉士養成施設の実験資格として、①介護福祉士養成施設(2年以上)、②福祉系大学等を卒業した介護福祉士養成施設(1年以上)、③福祉系高校(3年間)は同等と認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなすことには合理的とはいえない。 ○長野県の福祉系学科コースのある高等学校の教育内容と介護福祉士養成施設の実験資格の履修科目を比較した場合、(可能であれば追加共同提案団体についても同様)</p>	<p>○第1次回答のとおり、介護福祉士養成施設と福祉系高校との教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したものと認めるとは、介護福祉士の資格取得に支障が生ずる可能性がある。 ○また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすことには合理的とはいえないこととされており、この間の履修については実務研修等を通じて、平成29年度中に試験を受ける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係省庁:厚生労働省)</p>	<p>○第1次回答のとおり、介護福祉士養成施設と福祉系高校との教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したものと認めるとは、介護福祉士の資格取得に支障が生ずる可能性がある。 ○また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすことには合理的とはいえないこととされており、この間の履修については実務研修等を通じて、平成29年度中に試験を受ける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係省庁:厚生労働省)</p>	<p>○第1次回答のとおり、介護福祉士養成施設と福祉系高校との教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したものと認めるとは、介護福祉士の資格取得に支障が生ずる可能性がある。 ○また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすことには合理的とはいえないこととされており、この間の履修については実務研修等を通じて、平成29年度中に試験を受ける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係省庁:厚生労働省)</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
医師需給分科会での検討に当たっては、へき地における医師確保が困難な現状を考慮し、遠隔診療と併せて管理者が医療機関に存在しても、10等の応用により管理者が当該医療機関に常勤しているとみなせる規定を検討し、平成29年度中に結論を出していきたい。 なお、都道府県等は、平成10年6月26日健政発777号通知を常勤性に関する根拠として既認可・指図に活用してきたが、当該通知が、従事者の標準勤務量の定義に過ぎず、都道府県等の判断によるということであれば、医療機関等と指図するに当たって、争点となるような指針を数えられたくない。				【全国市長会】 従属団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 第1次回答において、医師需給分科会で検討を行うとあるが、提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。	○ 医師需給分科会における詳細な検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 従来の閣議決定に関わらず、多岐に結果を出していただきたい。 ○ 都道府県等が常勤性の判断をしてよい旨、通知で周知していただきたい。	「旅行、診療所等の開設許可、管理者実業、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に通知が実施されている。 これまで、管理者の常勤性については、「医療機関の開設者の確認及び非常勤性の確認について」(平成29年5月19日付健康政策推進部通知(医務課長発)「常勤非常勤通知」)において、病院の管理者は常勤であることを求めており、また「管理者の常勤しない診療所の開設について」(平成29年10月19日付健康政策推進部通知(医務課長発)「非常勤非常勤通知」)においても、「医療法第10条に規定する常勤又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然としている。医師の常勤性については、「医療法第10条の規定に基づき人員の算出に当たっては当該通知について」(平成10年6月26日付健政発777号・医業発574号厚生省健康政策・医業安全局長通知)において、常勤医師の定義を定めているが、本通知は医療従事者の標準勤務量の算出に当たっての「常勤」と「非常勤」の定義について定めているに過ぎず、管理者の常勤性について、細かく規定されているものはない。そのため、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。 ご提案いただいた「へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和」については、医師の地域間での偏在という課題に対応する上でも重要な論点と認識しており、この観点からは「管理者の複数管理の許可」についても論点の1つであることから、ご指図の「管理者の常勤要件の緩和」の観点だけでなく「管理者の複数管理の許可」の観点と併せて、一体的に検討していく必要があり、具体的な前提や条件については本年10月に開催する厚生労働省の医師需給分科会において、検討を行い、平成29年度中に結論を得る予定である。また、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	6【厚生労働省】 (11) 医療法(第23法205) (12) 無医のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方については、関係府県からの意見を踏まえ検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
現在、就労支援サービス事業所において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、一定の要件を満たす場合に限り、報酬の算定が明瞭となっているが、これは在宅における就労支援サービスを受けるものであって、就労支援サービス利用時間中に生活支援に関する訪問サービスを利用することは認められていない。 常時在宅での介護を要する障害者の在宅就労を促進するためには、障害者が在宅で普段と変わらない状態で安心して就労支援サービスを利用できるようにすることが重要であり、そのために在宅での就労支援サービスを利用する時間中の訪問サービスの利用が必要である。 提案内容の実現に向けて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、関係団体等へのヒアリング等を踏まえ、前向きに検討していただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		通所困難な障害者が就労支援サービスと同じ期間中に、生活支援に関する訪問系サービスを利用することは、自立支援給付の二重給付になるため、認められない。 なお、就労支援サービスを提供する場合は、在宅・通所利用にかかわらず、就労支援サービス事業者が訪問の機会や在宅活動の機会が、その必要な支援を行うこととなっている。 就労継続支援サービスにおいては、これまでも一定の条件の下、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して支援した場合に、報酬の対象として認められていることであるが、こうした報酬により在宅就労を推進したところであるが、更に促進するためにはより多くの対応が可能である。障害福祉サービス報酬改定検討チームでの議論を踏まえ検討したい。	6【厚生労働省】 (26) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法(28)) (28) 同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
提案の早期実現に向けて検討いただきたい。 なお、「試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減するための障害者試験の集約の在り方」について、いづ、どの都道府県等(または都府に上回る検討委員等)で検討されるのか、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示ししたくともともに、検討状況について随時情報提供していきたい。		【北海道】 各都道府県内若しくはブロック内で対応に向けた検討など進めなければならないことも想定されることから、障害者試験の実施の在り方に関する検討スケジュールや方向性などについて、情報提供いただきたい。				障害者試験については、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、都道府県知事が厚生労働大臣の定められた基準に従って行うこととされており、また、同法第25条の規定により、試験の集約に関する事項を定めることとされることとされている。 「障害者試験の事務の集約について」(平成29年5月14日付「厚生労働省発(14第1号)」)において、障害者試験の集約については、地方自治法に規定する事務委託の制度の対象であつて他の都道府県に委託することができる旨を附記しており、平成29年度は全国ブロックに分かれて試験が実施されたことであるが、ご指図の通り、外部機関に事務を委託できることとなっていない。 今回の提案に対応し、試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減できるよう、障害者試験事務の在り方について、検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 (10) 保健師助産師看護師法(昭和23法203) 障害者試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託すること可能とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年地方からの提案案に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	見解	見解	見解	見解	見解
<p>○ひとり親家庭と生活困窮世帯とで事業の切り口が異なっているとしても、実際に学習支援を行う場合、その支援内容が学習支援の場を学ぶ力などが異なる点も共通している。</p> <p>○なお、平成28年4月1日の学習支援「子ども生活・学習支援事業」に関するQ&Aの送付についてについても、ひとり親家庭以外の子ども向けに実施することは差し支えないとされており、効果的・効率的に事業を実施するためには、子どもの実態に応じたサービスを提供する必要がある。また、本質は、子どもが参加しやすい、実施体制の確保の上でも、一体的に実施すること、および効果的かつ断片的に実施すること。</p> <p>○以上のことから、子どもの状況に応じたきめ細やかな対応を図るには、制度が分立した状態で各担当が連携するよりも、制度を一歩強化して実施の方が望ましいと考える。</p>	<p>【静岡県】 親の障害者の特性に配慮する必要はあるものの、対象者を家庭状況で規定することは、貧困等のレッテル貼りになり、子どもが参加しづらいことが危惧される。事業を継続する市町村が多い、効果的・効率的に事業を実施するためには、子どもの実態に応じたサービスを提供する必要がある。また、本質は、子どもが参加しやすい、実施体制の確保の上でも、一体的に実施すること、および効果的かつ断片的に実施すること。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○ひとり親家庭の子どもへの学習支援と生活困窮者自立支援法に基づき子どもの学習支援事業については、それぞれ異なる目的の異なるものであり、子どもが受けている状況、環境が異なることから種々の事業として実施しているものである。</p> <p>○親御については、ひとり親家庭の子どもが親の都合、近隣等による精神的な負担や経済面で不安定な状況に置かれたり、日常の親と過ごす時間短縮、家庭内でのしつけや教育等十分にできないまま育っていくといった特長がある。また、親の不安やストレスに配慮する観点から、基本的な生活支援の提供が求められる。学習支援の提供等を行うとともに、親が子どもと向き合えるよう、親の生活支援も行うべきである。</p> <p>○このように、それぞれの事業は、子どもが置かれている異なる状況・課題に配慮等がなされた上で実施されている。そうした特長を踏まえ、親の生活支援も行う必要がある。</p> <p>○事業の一歩強化については上記のとおりであるが、両事業の一体的実施については、既に取り組まれている自治体の例もあることから、実施主体が県と町村で異なる例の他、ひとり親家庭と生活困窮者以外の対象の子どもも同じように実施することが可能であることについて、効果的・効率的な実施、分析を行い、好事例を全国的に周知することにより、効果的・効率的な推進を図ってまいりたい。</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成29年地方からの提案案に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容</p> <p>【「障害児者」】 (2)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39法129)及び生活困窮者自立支援法(平成25法105) 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業(生活困窮者自立支援法第4条第1項第1号、以下「学習」)及びひとり親家庭等生活向上事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条)に規定する母子家庭等生活向上事業及び第14条第1項に規定する父子家庭等生活向上事業並びに平成29年度のみに規定する生活向上事業をいう。以下「学習」(以下「学習」)のうち子どもに規定する生活向上事業をいう。以下「生活向上事業」(以下「生活向上事業」)のうち子どもに規定する生活向上事業を一律的に「学習」とする(以下「学習」)との趣意を踏まえ、ひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等は、事業の管理運営を行った上で、効果的・効率的な事業の実現に参考となる情報を、地方公共団体に平成30年度中に周知する。</p>
<p>○現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できない支援員が乏しい状況である。「家庭生活支援員」には人材が、事業実施主体が不足する「一定の研修」を受講しなければならぬという点には理解できるが、実施要綱に定められた研修は計画的かつ定期的であり、働きながら研修を受けようとする者にとっては内容、期間等、支障に計るものがある。</p> <p>○また、「子育て支援」の実施場所については、「家庭生活支援員」の研修、講習等開催訓練を実施している関係、児童館、子育て支援施設等から実施等が利用され、適切な場所で行うこととなっているが、家庭生活支援員と依頼者の合意があれば、子どもの状況に併せて別の場所でも実施してもよいと考えられる。</p> <p>○なお、本市では「ファミリーサポート・センター事業」(以下「ファミサポ」といふ)を活用しており、援助員も多く登録されているところである。ファミサポ援助員が受講する研修と、家庭生活支援員が受講する研修の内容は類似しており、ファミサポの援助員も家庭生活支援員と同業と扱うこともないかと考えられる。</p> <p>○このようにことからあらかじめ制度改正を検討していたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管者からの回答が子育て支援の実施場所については、家庭生活支援員の関与に限定するものではなく、子どもの状況等を踏まえ、適切な場所で行うことが可能であることとなっているが、事業実施について提案団体の側で十分検討を行うべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「ファミリーサポート・センター事業」(ファミサポ事業)の援助員は、現行制度においてもひとり親家庭等生活向上支援事業(ひとり親家庭)における生活向上支援活動(生活向上支援員)として活用することは可能である。一方で、ひとり親家庭の子育て支援については、ひとり親家庭を対応した支援であり、家庭生活支援員には、ファミサポ事業の対象である「一般家庭」に対する支援に当たっており、その役割も異なる。また、ファミサポ事業の子育て支援が可能な家庭生活支援員として扱うことは適切ではない。</p> <p>○「ファミサポ事業実施要綱」に定める項目及び時間等を踏まえた講習を受けた援助員は、ひとり親家庭の子育て支援に活用可能な家庭生活支援員として働くことも差し支えないが、それ以外の援助員(例えば、生活保護受給者の受講など)については、そのように扱ってほならない。</p> <p>○また、「子育て支援」の実施場所のうち、「ウ 児童館、母子生活支援施設等」とり親家庭等の利用が、特に適切でなければならず、併せて他の施設以外にもひとり親家庭等の利用が、やむを得ない場合は、適切な実施に実施できるものである。</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>【「障害児者」】 (2)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39法129)及び生活困窮者自立支援法(平成25法105) 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業(生活困窮者自立支援法第4条第1項第1号、以下「学習」)及びひとり親家庭等生活向上事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条)に規定する母子家庭等生活向上事業及び第14条第1項に規定する父子家庭等生活向上事業並びに平成29年度のみに規定する生活向上事業をいう。以下「学習」(以下「学習」)のうち子どもに規定する生活向上事業をいう。以下「生活向上事業」(以下「生活向上事業」)のうち子どもに規定する生活向上事業を一律的に「学習」とする(以下「学習」)との趣意を踏まえ、ひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等は、事業の管理運営を行った上で、効果的・効率的な事業の実現に参考となる情報を、地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p>
<p>本提案は、「審査会は精神障害者の人権に最良の必要な判断を行うものであることであることである」ということを認識した上で、現場が抱えている課題を解決するために提案したものである。</p> <p>審査会は指定都市と県にそれぞれ設置されており、特に法律関係の委員は、本事業性が多岐であることや各地の自治体の審査会の委員を務めていることが多く、多岐にわたる専門的知識・経験に資する人材が確保され、委員の確保は差し支えない。</p> <p>本提案は、こうした状況の中で患者の権利保護の観点から迅速な審査機能が働くようである。事前に欠点となる委員から申請した審査会審査会に出し、その差を反映させた上で議決することで、議事を簡略化し議決することができよう種別補給を求めるものであり、再度、提案の実現をお願いします。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「子育て支援」の実施場所のうち、「ウ 児童館、母子生活支援施設等」とり親家庭等の利用が、特に適切でなければならず、併せて他の施設以外にもひとり親家庭等の利用が、やむを得ない場合は、適切な実施に実施できるものである。</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>【「障害児者」】 (2)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39法129)及び生活困窮者自立支援法(平成25法105) 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業(生活困窮者自立支援法第4条第1項第1号、以下「学習」)及びひとり親家庭等生活向上事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条)に規定する母子家庭等生活向上事業及び第14条第1項に規定する父子家庭等生活向上事業並びに平成29年度のみに規定する生活向上事業をいう。以下「学習」(以下「学習」)のうち子どもに規定する生活向上事業をいう。以下「生活向上事業」(以下「生活向上事業」)のうち子どもに規定する生活向上事業を一律的に「学習」とする(以下「学習」)との趣意を踏まえ、ひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等は、事業の管理運営を行った上で、効果的・効率的な事業の実現に参考となる情報を、地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p>
<p>基本研修に遠征研修を設けるという本市の提案は、看護職の不足する介護現場において、利用者との生命及び安全を確保しつつ業務を行う必要がある場合において、業務を行う人が今や介護職員等しかないという切迫を踏まえた提案を踏まえられたと提案したものであること、適切な対応をお願いします。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「子育て支援」の実施場所のうち、「ウ 児童館、母子生活支援施設等」とり親家庭等の利用が、特に適切でなければならず、併せて他の施設以外にもひとり親家庭等の利用が、やむを得ない場合は、適切な実施に実施できるものである。</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>【「障害児者」】 (2)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39法129)及び生活困窮者自立支援法(平成25法105) 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業(生活困窮者自立支援法第4条第1項第1号、以下「学習」)及びひとり親家庭等生活向上事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条)に規定する母子家庭等生活向上事業及び第14条第1項に規定する父子家庭等生活向上事業並びに平成29年度のみに規定する生活向上事業をいう。以下「学習」(以下「学習」)のうち子どもに規定する生活向上事業をいう。以下「生活向上事業」(以下「生活向上事業」)のうち子どもに規定する生活向上事業を一律的に「学習」とする(以下「学習」)との趣意を踏まえ、ひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等は、事業の管理運営を行った上で、効果的・効率的な事業の実現に参考となる情報を、地方公共団体に平成29年度中に周知する。</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>障害吸引等を行う事業者の登録業務については、登録により得られる情報(後援者名簿等)が介護事業所に対する指導監督を行う上で有用であることから、指定都市への情報の一元化が望ましいと考えるため、権限移譲をお願いしたい。</p>		<p>【大阪府】 障害吸引等業務の適切な推進については権限移譲により、実地指導や立ち入り権限を擁つた各指定都市及び中核市が登録に関する業務を行うことで情報が一元化され、障害吸引に関する検査も併進で行うことが出来、業務の効率化につながる。 また、事業者の手続きについても、権限移譲により、事業者を所管する市で登録業務を行うことが出来れば、手続きにかかる移動時間や費用等の負担を軽減することが出来、手続きの効率化を図ることが出来る。 よって、都道府県が一元的に事務を取り扱うことが適当である理由を具体的に示して頂きたい。</p>		<p>【全国市長会】 都道府県から確実に情報提供される仕組みを構築することを前提に、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○障害吸引等業務の登録に関する事項については、介護サービス事業者の指定、指導・監督等の権限をもつ指定都市が一元的に行うことが、指導の効効性や事務の効率化の観点から合理的であり、また、指定都市(権限の受け手側)が権限の移譲を求めていることから、権限を移譲すべきではない。</p>	<p>○障害吸引等を行う事業者の登録情報のうち介護事業所に対する指導監督上必要な情報については、指導監督業務が把握できるよう、必要な方法を検討してまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (3)社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62法30) 障害吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が確保されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。 また、上記の通知による情報の状況を進捗、権限吸引業務開始に係る準備、権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、異なる事項の円滑化に向けた検討を行い、平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>申出に当たっての所定の要件を明らかにした上で、各都道府県、指定都市等宛て通知を徹底していただくようお願いする。</p>		<p>【群馬県】 指定都市等宛て通知については、特別区も対象に含めて行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>【厚生労働省】 (30)統計法(平成15法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であること、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 【措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)】</p>
<p>効率的な行政の実施及び事業所の負担軽減の観点から、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等宛て通知を徹底していただくようお願いする。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>【厚生労働省】 (30)統計法(平成15法53) 介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であること、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 【措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)】</p>
<p>本市の現状は、「都道府県が有する施設整備等に關する広域的調整機能の重要性」を否定するものではなく、現下の課題を再認識しようとするものである。 すなわち、保護者である市町村にとっては、特養の入所待機者が多数の中で、介護保険事業計画におけるサービス量の見込みを踏まえ、提供体制の確保は大きな課題であり、地域密着型から広域型への移行により、その定員の一部について、当該市町村の被介護者の入所定数が確保の可能性があるとしても、できるだけ早急に入所待機者の解消に取り組むことが重要である。 また、都道府県にとっても、都道府県計画で設定した地域密着型特養の定員総数の確保が実現の前提とならなければ、圏域内の市町村における合意が図られず広域型・地域密着型全体の中で必要な定員総数が確保されることの方がより重要であると考える。これらの点を踏まえ、改めて手続の簡素化について検討いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			<p>【厚生労働省】 (27)介護保険法(平成9法123) (v)市町村介護保険事業計画の策定(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が積極的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に通知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していること踏まえ、当該手続の円滑化について検討し、平成30年度中に協議を進めるとなるため、必要に応じて必要な措置を講ずる。</p>
<p>併年度の調査では、国から指定された調査地区内には住民基本台帳及び児童扶養手当のデータでは約100世帯の調査対象世帯があったが、実際に全戸訪問を行った約2,400世帯のうち、調査対象世帯として把握できた世帯は8世帯で、うち実際に回答があったのは3世帯であった。 このように現在の調査方法は、住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことが難しい事があるとしても、実態との乖離が大きく合理性に欠け非効率となっており、早急な見直しが必要である。 このため、現在の調査地区を全戸訪問し対象世帯を把握する調査方法を重視し、調査対象世帯への訪問・調査により注視することが出来るよう、地方公共団体が保有する住民基本台帳データ等を利用して対象世帯の絞り込みを可能とするよう、早急な検討をお願いしたい。</p>		<p>【山梨小野田市】 住民基本台帳情報、市町村民税情報等で調査対象の絞り込みが可能であり、多少の誤差はありながらも、ひとり親になった理由別集計結果から遺棄・行方不明等は少数であり調査結果も大きく影響するとは考えない。</p>		<p>【全国知事会】 団体毎のセキュリティポリシーに依拠するため、実施にあたっては市町村の意向を踏まえる必要がある。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>【厚生労働省】 (40)全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で有効に活用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの活用や各自治体による調査方法に関する調査を促進し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</p>

厚生労働省 「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な実現事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率性等)	模範法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他 (特記事項)	<追加民間団体及び自治体団体等から寄せた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
219	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	全国ひとり親世帯等調査における調査法の規制緩和	厚生労働省が全国のひとり親世帯等調査を実施し、住民基本台帳データベース等を利用して収集した。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態把握と福祉対策の調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の実績について(厚生労働省) 調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。	厚生労働省	加東郡市市長会	ひとり親世帯等調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯(父母のいない児童が、養育者によって育てられている世帯)を調査対象とする。調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。	ひとり親世帯等調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯(父母のいない児童が、養育者によって育てられている世帯)を調査対象とする。調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。	
220	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て短期支援事業の実施に関する児童福祉法上の規制緩和	子育て短期支援事業実施条例。市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設、③乳児院、④保育所、⑤ファミリーホーム等住民に身近な施設において、適切に実施することである。	乳児院や児童養護施設以外の施設においても事業の実施が可能となり、市民の安心感や利便性が上がる。	児童福祉法第6条の3の規定。児童福祉法施行規則第18条。子育て短期支援事業実施条例。子ども子育て支援法施行文書	厚生労働省	栃木市	「子育て短期支援事業実施条例」において、当該事業の実施場所として児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近な施設として、適切に実施することができることである。適切な実施を行うことができることである。適切な実施を行うことができることである。	ひとり親世帯等調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯(父母のいない児童が、養育者によって育てられている世帯)を調査対象とする。調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。調査対象世帯選定に活用された。	
225	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設、保幼施設における職員数の規制緩和	子ども子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	子ども、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	子ども、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	真面目市	子ども、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	子ども、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	
300	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業に関する人員配置の規制緩和	一時預かり事業に係る人員配置の規制緩和。	保育士の確保が困難な地域において、小規模な一時預かり事業の実施が可能となり、地域の実情を踏まえた保育ニーズに応じた対応が可能となる。	子ども、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	厚生労働省	直方市	直方市は、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	直方市は、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	
301	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業に関する人員配置の規制緩和	一時預かり事業に係る人員配置の規制緩和。	保育士の確保が困難な地域において、小規模な一時預かり事業の実施が可能となり、地域の実情を踏まえた保育ニーズに応じた対応が可能となる。	子ども、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	厚生労働省	川崎市、川崎市	川崎市は、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	川崎市は、子育て支援法(平成24年9月22日法律第66号)第36条の規定による職員数の規制緩和。	

厚生労働省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同実施団体及び連携団体等から寄せられた実施事項(主なもの)＞		各府県からの第1次回答
	区分	分野									関係名	実施事例	
210	地方に対する規制緩和	医療・福祉	身体障害のない高次脳機能障害者に対する自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第1項(第2項を含む)自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和(以下「法」という。)第5条第1項(第2項を含む)自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和(以下「法」という。)	高次脳機能障害者については、記憶障害や注意障害、実行機能障害のように身体障害を伴わないが、就労や社会復帰に支援を要する事例がある。そのような事例については、理学療法士や作業療法士の専門職者が、対象者の障害の状態に応じて個別リハビリテーションを実施するとともに、神経心理学的検査や行動評価等によるモニタリングを行い、さらに関係機関にこのリハビリテーションは障害福祉サービスにおいて、自立訓練(機能訓練)が相当するが、その利用対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。	地域において専門職による適切なリハビリテーションを受けることで、対象者の日常生活や社会生活が改善され、手続的日常生活動作の再獲得が可能になり、高次脳機能障害者の就労や社会復帰を支援することができる。	障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律(施行規則第6条の7)	厚生労働省	特別区長会	資料:高次脳機能障害者支援の手引き(改訂第2版、平成20年11月)、厚生労働省社会・高齢政策課(高次脳機能障害者リハビリテーションセンター)	北海道、北見市、旭川市、釧路市、青森市、岩手県、秋田県、山形県、福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や事故などのめがねが提供されたとき、身体障害が生じないが、記憶障害や注意障害、実行機能障害などの高次脳機能障害のみが突出として生じる例がある。 ○高次脳機能障害を併せ持つ身体障害者に対し、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等の専門職によりリハビリテーションを、或る程度障害者サービス自立訓練(機能訓練)として実施している。しかし、自立訓練(機能訓練)は、身体障害を要件としているため、身体障害を併せしない高次脳機能障害者は利用できない。 ○法令の規定では、高次脳機能障害がいない者を対象とする生活訓練に理学療法、作業療法その他必要のリハビリテーションが含まれていないが、高次脳機能障害がいない方は、手帳等厳格に該当しない程度でのケアは身体障害がなくても非常に困難なにより、機能訓練や作業療法も必ず必要とする方が多い。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等の専門職者が、障がい者の個別性に応じて、機能訓練とも認知リハビリテーション等や連携する高次脳機能障害者要件の緩和を求める。(基準省令による多機能型事業所における人員基準の緩和だけでなく) ○高次脳機能障害者には、記憶障害や注意障害、実行機能障害の症状で、身体障害を伴わないが、機能の改善や代償療法の積極的なため、継続した訓練が必要となる。 ○自立訓練(機能訓練)の対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受けられない。 ○制度の必要性 ○身体障害のない高次脳機能障害者も、身体機能及び生活能力の維持、向上等のために支援が必要であり、高次脳機能障害者の就労や社会復帰の効果が期待できる。提供する。 ○高次脳機能障害者について、身体障害者手帳取得には至らない者についても適切な障害福祉サービス(自立訓練(機能訓練))を受けられるべきである。 ○同様の支援事例は、複数確認されており、対象者の身体障害の有無にかかわらず、包括的リハビリテーションが受けられることで、より早期の就労・社会復帰が望める。 ○自立訓練(機能訓練)の一環として行政による機能訓練やこれによる家事訓練などは、身体障害者手帳の取得に該当しない程度の障害がある高次脳機能障害者の社会復帰に有効である。対象者要件の緩和が必要である。 ○自立訓練(機能訓練)が利用できない場合においても、自立訓練(生活訓練)等の利用により対象者に障害福祉サービス等を提供できているところであるが、より適切な支援をおこなうために必要となる。 ○当事者の家族から高次脳機能障害がいつ特化したサービスがなく、支援が停滞している現状があるとの訴げがあり、専門の支援者によるサービス提供を希望する必要がある。 ○回復後リハビリテーション病院等と連携しては、身体障害者手帳を取得できない場合があり、その場合は、身体障害者手帳の交付を受けるまでの間、自立訓練(機能訓練)を利用することができない。 ○社会復帰に向け、退院時からの継続したリハビリテーションは有効であるため、医師の診断書による利用が可能とするなど対象者の要件を緩和するよう求める。 	
212	地方に対する規制緩和	医療・福祉	無料低額宿泊事業に係る届出制の特例による見直し	無料低額宿泊事業に関する届出制の特例(届出制)と特例認可制(見直し)	社会福祉法第2条第2項第9号に規定する無料低額宿泊事業は、同法第5条に規定する事業開始の日から1月以内に事業開始地の都道府県知事に届出をしなければならないこととされている。しかし、あらかじめ届出制であることから、形式要件を満たした届出であれば、不適切な事業であっても届出自体は届出を受理できざるを得ない。また、施設設備、運営等に関しては届出が承認されているが、事業者に対する行政指導を行っても実効性の担保が十分とは言えない。このため、あらかじめ事業者の届出要件を廃止し、事業運営の適正化を図ることを目的とした特例を平成23年に創設し、事業の適正化を図ってきた。さらに、不適切な事業者については早期に取組みや指導を促し、平成24年1月には行政処分を行ったところである。しかしながら、本事業は「届出制」であり、事業開始後による「調査中指導」が可能となる。若、行政処分については十分な調査や指導の実施が必要であることから、処分決定までには一定期間を要しており、その期間において事業者は、多くの日常生活を制限し入所を拒否することが可能となっている。また、事業者が提供するサービス内容について法律に規定がないことから、入所者は適切な水準にあるサービス事業者から受けられない可能性が生じている。	特例認可制の導入により、事業開始前において不適切な運営が疑われる事業者の導入を排除することが可能になる。また、法に基づき事業内容や施設基準を設けることになり、事業開始後における事業の質の維持を確保することが可能になり、施設入所者に対する適切なサービスが提供できる。	社会福祉法第2条第2項第9号 同法第8条、72条 平成27年4月14日付社務発0414号7号 厚生労働省社会・高齢政策課(高次脳機能障害者リハビリテーションセンター)について(通知)	厚生労働省	指定都市市長会	埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ○無料低額宿泊事業の第一種社会福祉事業として届出制となっており、形式的要件が揃っていれば受理できざるを得ない。また、事業開始後において社会福祉法79条に基づく従後を実施し、他の無料低額宿泊事業を行う施設と比べて異なるガイドラインの基準に適合しない場合、改善を促しているが、法令に基づく基準ではないことから、指導の実効性は十分とは言えない。本事業において、利用者の利益の保護を図るには、法令による基準の設定が必要である。 ○本市では、平成18年から創設された「無料低額宿泊事業の設備、運営等に関する指針」に基づき、「社会福祉法26条第4項第2号に規定する施設に定める基準」に準ずる指針を策定し、事業所に対して指導を行っているが、法律に基づく指導権限がないため、指導には限界がある。また、この指針は、社会福祉法26条第4項第2号に規定する施設に対する行政処分とはならず、実態の把握や指導を図る。国において平成23年度に指針の見直しが行われたが、届出の廃止及び施設基準・運営に関する基準並びに指導権限の見直し法整備がなれておらず、実態の把握や指導がなされないままに指導を行う。そのため、事業者に対して、事業者に対する経営の制限・禁止の決定について、本府にとって重大な負担となっている。以上のことより、普的な事業を排除することができず、事業者の届出及び施設設備の届出に対する適切な水準にあるサービス事業者から受けられない可能性が生じている。また、届出制の見直し及び施設基準・運営に関する基準並びに指導権限を明確にした法整備を行うことが必要である。 		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案事業検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府県からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料						
<p>平成30年度報酬改定の議論の中で、提案において求める措置の具体的な内容が、どのような方向性で検討されるか明確でないため、改めて以下のとおり、実行規則の改正による本提案の実現を求める。</p> <p>実行規則の改正を改定することのいまま各種福祉サービスの報酬の改定によって対応する場合、自立訓練(生活訓練)の範囲でリハビリテーションを実施することになる。しかし、自立訓練(生活訓練)はその人員基準(※)において理学療法士又は作業療法士(以下「療法士等」という。)の配置が妨げられているものではないものの、必須とはされていないことから、自立訓練(機能訓練)事業等に対応することが適切である。</p> <p>既存の生活訓練事業等は、「平成18年度以前の状況を踏まえ適用されてきたもの」であり、仮に障害福祉サービス報酬による部分の対応がなされた場合でも、直ちに高次機能障害者に対する医学的リハビリテーションの実施体制を取り得るとは考え難い。それよりも、人員基準上、療法士が必要となっている機能訓練事業等は、身体障害者あるいは高次機能障害者に対し通常のリハビリテーションを実施しており、地域においてこのような社会資源を有効活用することが適切に対応である。</p> <p>(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第17号)</p>		<p>【大阪府】</p> <p>平成26年度診療報酬改定においては、「維持期リハビリテーションの介護保険への移行促進等の取組」がなされたが、その際、移行の対象とならないケースとして、「高次機能障害児い、水痘症、水痘及び水痘後遺症など、診療報酬により収容の改善が期待できると医学的に判断される場合」が挙げられた。</p> <p>また、平成27年度介護報酬改定では、「活動と参加に重点を当てたリハビリテーションの推進」という観点で、通所リハビリテーションにおいては、「生活行為向上リハビリテーション」が新たに導入されたところである。</p> <p>高次機能障害児のいの方々の医療機関受診時の状況は、医師の判断により医療によるリハビリが必要な方と維持期リハへの移行が妥当であると判断された方の両者が存在するが、高次機能が脳血管疾患の方の場合、維持期リハの移行が妥当と判断された方の場合には、介護保険優先の原則により、一律、介護保険によるリハに繋がる場合が多い。</p> <p>高次機能障害児のいほとんどは中途障害であり、40代以降は発症原因が脳血管疾患である割合が増えるが、働き盛り世代の最大のニーズは健労である。介護保険による維持期リハが生活行為向上に重点を当てたものとなったとしても、就業率向上が高次機能障害者をターゲットとした生活行為向上では働き盛り世代に対応しづらい。また、医療におけるリハビリの中で、生活行為に重点を当てたリハビリを行うことも困難である。介護保険外(身体障害者でない)個別療育の方を求め、そのニーズに対応し、育後の、難がリハビリサービスの自立訓練(生活訓練)であると考えるため、医療・介護の両報酬改定である30年度に向けて、各サービスに対応し得るリハビリのあり方についても整理し、自立訓練がその部分を柔軟に対応できるように検討したい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ いくつもの「負担ビジネス」については、多様な環境でサービスが提供されたり、重大な事故が発生するなど、利用者の生命や健康を脅かす恐れが高い状況にあるので、むしろ許認可制という実効性や迅速性のある規制により、速やかに悪質な事業者を排除し、利用者の健康確保についていべきではないか。</p> <p>また、直ちに許認可制にすることができない理由として、「既に起原している者の住まい確保が困難になる恐れ」を挙げているが、悪質な事業者を排除していくために規制強化を行うのであれば、いずれにせよ利用者の健康確保の措置は必要であり、生活保護法の救済施設や公営住宅への入居、民間アパート等への転居支援等で対応していくべきではないか。</p> <p>○ 過去、届出制から許認可制に移行した例も踏まえ、十分な期間を経過措置期間として規定し、既に届出している事業者については許可事業者とみなした上で、悪質な行為を事後的に規制しつつ、悪質な事業者の新規参入については事前に規制する制度設計とすれば、関係者の懸念を解消しつつ、実効性の高い規制強化が行えるのではないか。</p> <p>○ 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議の場等において、引き続き検討を進めるものとするが、各府県関係者からは、許認可制についても提案を行っていることに関して、特に規制の実効性と迅速性を確保する観点について、地方側の声をより細やかに聞いた上で、検討を進めるべきではないか。</p>	<p>平成30年度報酬改定に向けた検討を行っている障害福祉サービス報酬改定検討チームにおいて、機能訓練及び生活訓練については、訓練の対象者を限定している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の2を改正し、機能訓練・生活訓練ともに障害者及び障がい者であることと具体的な規制を行っていること。</p>	<p>【「生活労働者」】</p> <p>(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第17法)</p> <p>(23)</p> <p>(18) 自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者のニーズを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>許認可制にすることを、既に無料低額宿泊施設に起原している者の住まいの確保が確保となることには直接結び付かないと考えられる。</p> <p>【大阪府】</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【大阪府】</p> <p>平成26年度から30年度の間に社会福祉法の届出を行っていない無届施設があり、利用者が100名を超るアパート等の届出をより早く実施することがある。</p> <p>既に、居住している者が住まいを失ったとしても、その後の受皿として、民間アパートや公営住宅のほか生活保護法の救済施設や福祉施設の有料老人ホーム等が考えられ、社会資源の有効活用により退去者の受け入れは可能である。</p> <p>また、3月25日の専門委員会において、都議会から指摘もあったように、懸念があったとしても経過措置を設けることで対応可能である。</p> <p>なお、厚生労働省は「現在行われている生活保護制度の見直し議論において、法令に最低基準を設け、医療に当たらない事業者に対して、行政が改善命令を出したために必要な規定の整備を行うなど、生活保護受給者の居住支援の在り方全般について具体的な検討を進める。」との回答で関心を、あくまで届出規制を前提としている。</p> <p>この場合、現行制度と同様に、法令に基づく最低基準を満たさない事業者が違法性を認識しながら事業を開始することが可能であること、更に改善命令などを行ったとしても、改善されるまでは違法な事業者の経営が可能であり、入居者は必要な環境での生活を営まなければならない。このように、届出制である限りは悪質な事業者の参入を許し、生活実態を踏まえ悪質な事業者が活動しづらい環境づくりが受給者の福祉を著しく阻害することとなることから許認可制を取ることと2つの改善命令の総意として、重ねて強調するものである。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 種々の居住の形態がある中で、無料低額宿泊事業についての、許認可制はたとえいかに「負担ビジネス」と呼ばれる事業者が無許可で事業を営んでも考えられることから、良質な事業者の育成と悪質な事業者の規制を同時に進めることが必要と考えている。</p> <p>○ 現在の社会福祉法において第22条に基づき、条例は事業者間・不届に差別を認めず、罰則は福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとは、経営の制限や事業の停止等を怠ることは可能であるが、このような区分に基く罰則は少なく、改善命令等の規定を設けることにより、サービスの提供の確保については必要であると考えている。このように現状において、事後的な規制を先行してはならない。未だ自由な行為を許す禁止する事前規制(※)が許認可制が必要と考えられる場合は慎重な検討が必要である。</p> <p>○ いずれにせよ、指定都市市長会等が参画している社会資源確保生活困窮者自立支援及び生活保護部会等において議論していきたい。</p>	<p>【「生活労働者」】</p> <p>(17) 社会福祉法(第28法45)</p> <p>届出及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(28条3項の号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する低額の提供の確保を図るため、設備、運用等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとし、新規参入する事業者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにする。参事官等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始日の届出に改定することについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			

厚生労働省「最終的な調整結果」

整理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
215	B	地方に対する規制緩和	健康・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(施設改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(施設改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに基礎的な必要な事務作業が複雑かつ膨大であること、加算額の算定方法が極めて複雑で施設側の対応が困難であること等の理由により、行政・施設双方に負担が増えている。	施設型給付費等の算定方法については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに基礎的な必要な事務作業が複雑かつ膨大であること、加算額の算定方法が極めて複雑で施設側の対応が困難であること等の理由により、行政・施設双方に負担が増えている。	子ども子育て支援文書交付付巻編 特定型保育・特利型保育、特別利用保育、特定地域型保育、特定自治地域型保育、特定特別地域型保育及び特別型保育を要する利用の継続の算定に関する基準 自治体(市町村)が定める児童福祉法(第49条) 施設型給付費に係る施設改善等加算については平成27年3月1日附刊法第349号	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	旭川市、札幌市、秋田県、山形市、岩手県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	<p>○施設改善等加算に係る事務 施設改善等加算に係る事務の取扱いについては、平成27年8月28日及び平成28年10月17日に事務連絡を発出しており、暫定的な対応がなされた。また、平成28年事務連絡においては、基準年度の賃金水準の算出を簡便化する「簡便な算定方法」を告示するとともに、加算率の算定に当たって必要となる職員の出動年数を算定するに際して、前年度より異なる場合は簡便な算定方法を用いることとなる旨の事務連絡を発出している。なお、平成28年度については、施設改善等加算1(職員一人当たりの経験年数に比例して施設改善のキヤリア)に要件に付して、基準年度の賃金水準の算出に際して、前年度より異なる場合は簡便な算定方法を用いることとなる旨の事務連絡を発出している。また、平成28年度については、施設改善等加算2(職員一人当たりの経験年数に比例して施設改善のキヤリア)に要件に付して、基準年度の賃金水準の算出に際して、前年度より異なる場合は簡便な算定方法を用いることとなる旨の事務連絡を発出している。また、平成28年度については、施設改善等加算3(職員一人当たりの経験年数に比例して施設改善のキヤリア)に要件に付して、基準年度の賃金水準の算出に際して、前年度より異なる場合は簡便な算定方法を用いることとなる旨の事務連絡を発出している。</p> <p>○市バスシステムによる請求事務の指導・助言 施設型給付費の算定方法については、平成27年2月2日事務連絡において自治体の事情により必要と認められる場合は、あらかじめ協議した上で変更が可能なこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において施設改善等加算に付した施設改善等加算1、2、3の各加算率の算定に際して、自治体の事情により必要と認められる場合は、あらかじめ協議した上で変更が可能なこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において施設改善等加算に付した施設改善等加算1、2、3の各加算率の算定に際して、自治体の事情により必要と認められる場合は、あらかじめ協議した上で変更が可能なこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において施設改善等加算に付した施設改善等加算1、2、3の各加算率の算定に際して、自治体の事情により必要と認められる場合は、あらかじめ協議した上で変更が可能なこととしている。</p> <p>○市バスシステムによる請求事務の指導・助言 施設型給付費の算定方法については、平成27年2月2日事務連絡において自治体の事情により必要と認められる場合は、あらかじめ協議した上で変更が可能なこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において施設改善等加算に付した施設改善等加算1、2、3の各加算率の算定に際して、自治体の事情により必要と認められる場合は、あらかじめ協議した上で変更が可能なこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において施設改善等加算に付した施設改善等加算1、2、3の各加算率の算定に際して、自治体の事情により必要と認められる場合は、あらかじめ協議した上で変更が可能なこととしている。</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月28日閣議決定)記載内容
見解	見解	見解			
<p>発達改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務負担に多大な努力を要しており、負担に比べても大きな効果とまでは、期待できていない。結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるよう状況となっていない。</p> <p>「基準年度の賃金水準」の算出を簡便化する「簡便化方法」を提示されたところだが、この方法では教育・保育に専念し、非労働的役割を担う必要がある賃金改善実施報告書の作成に対応できておらず、「簡便化方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実施報告書の簡便化が必要である。</p> <p>発達改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公正価格額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が毎年度理解し自ら給与費を算出に活用できる仕組みが望まれている。様々な事務負担等を考慮しても問題が解決されていないということは、抜本的に制度を見直す必要がある。</p> <p>今後、事務負担の軽減について検討をしていくことが、実際に事務を行っている自治体や施設の見解が反映されるよう、十分考慮していただきたい。</p>	<p>【静岡県】 発達改善等加算に係る事項について、加算率の算定に当たって必要な職員の数等を算定する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在おこなわれている方法を行ってもなお、多大な書類の確保が必要となっており、簡便化が図られているとは考えない。</p> <p>【山形県小野田市】 園舎にあるような簡便化をもってしても、多大な事務の負担軽減には至っていない。保育園現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に提出しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。</p> <p>【山形県】 事務連絡、QA集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから算出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適前すべき年度の前年度に連絡や協議を要し、明確にしなければならない。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても波及しているが、加算認定に至らない場合は、届通知が発出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない旨の届出が各々発生し、対応する必要がある。事務連絡の有効性が見込めるが、各種通知の発出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の業務により必要と認められる場合」とは考えられない。</p> <p>取扱いについての理解を深めるためには、QA集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に関し合うように発出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>発達改善等加算については、従来より通知やFAQで取扱いをお示しするとともに、平成29年度当初予算により措置した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした説明会の実施に係る費用や事業者からの賃金情報等の提供に当たる職員（壮年等）の雇上費、電子システムの改修に係る費用等の支援を自治体に対して行い、発達改善等加算の円滑な実施を支援することとしている。</p> <p>「簡便化方法」と賃金改善実施報告書の作成における書きぶりととの対応については、対応を検討していきたい。</p>	<p>①(厚生労働省) (31)子ども・子育て支援法(第24条第5項) (32)施設型給付等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>②(厚生労働省) 「発達改善等加算1(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用施設型保育、特定利用施設型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年度内閣府告示第491号)における賃金改善実施報告書の作成に当たっては、基準年度における賃金水準を適用した年度の賃金情報の取扱いに準じた方法(平成28年度における発達改善等加算の取扱いについて(平成28年内閣府告示第7号)で定める方法(子ども・子育て支援法(第24条第5項)に規定する賃金改善実施報告書の作成に当たっては、地方公共団体に平成29年度中に通知する。)</p> <p>③(関係府省:内閣府及び文科科学省) 「職員1人当たりの平均経年数等の算定に当たっては、発達労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。</p> <p>④(関係府省:内閣府及び文科科学省) 施設・事業者が所属する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。</p> <p>⑤(関係府省:内閣府及び文科科学省) 「地方公共団体の給与改定(内閣府告示第1号)の改定については、発達予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法を通知する。</p> <p>⑥(関係府省:内閣府及び文科科学省)</p>

各府県からの第1次回審を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回審を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月29日閣議決定)記載内容
<p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p>	<p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p>	<p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p>	<p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p>	<p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p>	<p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p> <p>見解</p>
<p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実現という効果が見込まれないため、複数の農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい」という考えが示されています。また、農業協同組合単体での実習が可能な場合と、農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい場合との違いが示されています。</p> <p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実現という効果が見込まれないため、複数の農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい」という考えが示されています。また、農業協同組合単体での実習が可能な場合と、農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい場合との違いが示されています。</p>	<p>【静岡県】 施設に格付表については加算認定まで異なる段階で格付払いし、加算の認定が行われた後に格付し、適して適用することが可能とされているものの、各施設・事業主においては、適して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業主においてその事務が進捗が速やかに行えるよう施設格付費の算定等について要請していただきたい。</p> <p>【山形県】 自治体の実情により必要と認められる場合、というケースが不明確であり、法に即して毎月支給している。また、前払いによる格付払いが可能であったとしても、月々の格付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>施設格付給付各府県村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな企業があり、人件費等については、市において引き続きその時期や調査方法等を十分に協議の上、対応してまいります。</p>	<p>平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月29日閣議決定)記載内容</p> <p>【(1)子ども子育て支援法(平成28年)】 【(2)職業訓練法(平成28年)】 【(3)職業訓練法(平成28年)】 【(4)職業訓練法(平成28年)】</p>
<p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実現という効果が見込まれないため、複数の農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい」という考えが示されています。また、農業協同組合単体での実習が可能な場合と、農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい場合との違いが示されています。</p> <p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実現という効果が見込まれないため、複数の農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい」という考えが示されています。また、農業協同組合単体での実習が可能な場合と、農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい場合との違いが示されています。</p>	<p>【千葉県】 農業協同組合単位では、地域に限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業協同組合での実習が可能となれば、県内外の各地域の様々な技術を習得することが可能となると考えられるため、引き続き要請をしたい。</p> <p>【香川県】 JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実現が図られると考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>施設格付給付各府県村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな企業があり、人件費等については、市において引き続きその時期や調査方法等を十分に協議の上、対応してまいります。</p>	<p>平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月29日閣議決定)記載内容</p> <p>【(1)子ども子育て支援法(平成28年)】 【(2)職業訓練法(平成28年)】 【(3)職業訓練法(平成28年)】 【(4)職業訓練法(平成28年)】</p>
<p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実現という効果が見込まれないため、複数の農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい」という考えが示されています。また、農業協同組合単体での実習が可能な場合と、農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい場合との違いが示されています。</p> <p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実現という効果が見込まれないため、複数の農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい」という考えが示されています。また、農業協同組合単体での実習が可能な場合と、農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい場合との違いが示されています。</p>	<p>【静岡県】 施設に格付表については加算認定まで異なる段階で格付払いし、加算の認定が行われた後に格付し、適して適用することが可能とされているものの、各施設・事業主においては、適して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業主においてその事務が進捗が速やかに行えるよう施設格付費の算定等について要請していただきたい。</p> <p>【山形県】 自治体の実情により必要と認められる場合、というケースが不明確であり、法に即して毎月支給している。また、前払いによる格付払いが可能であったとしても、月々の格付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>施設格付給付各府県村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな企業があり、人件費等については、市において引き続きその時期や調査方法等を十分に協議の上、対応してまいります。</p>	<p>平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月29日閣議決定)記載内容</p> <p>【(1)子ども子育て支援法(平成28年)】 【(2)職業訓練法(平成28年)】 【(3)職業訓練法(平成28年)】 【(4)職業訓練法(平成28年)】</p>
<p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実現という効果が見込まれないため、複数の農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい」という考えが示されています。また、農業協同組合単体での実習が可能な場合と、農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい場合との違いが示されています。</p> <p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実現という効果が見込まれないため、複数の農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい」という考えが示されています。また、農業協同組合単体での実習が可能な場合と、農業協同組合と法人による共同の技能実習の実現が望ましい場合との違いが示されています。</p>	<p>【静岡県】 施設に格付表については加算認定まで異なる段階で格付払いし、加算の認定が行われた後に格付し、適して適用することが可能とされているものの、各施設・事業主においては、適して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業主においてその事務が進捗が速やかに行えるよう施設格付費の算定等について要請していただきたい。</p> <p>【山形県】 自治体の実情により必要と認められる場合、というケースが不明確であり、法に即して毎月支給している。また、前払いによる格付払いが可能であったとしても、月々の格付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>施設格付給付各府県村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな企業があり、人件費等については、市において引き続きその時期や調査方法等を十分に協議の上、対応してまいります。</p>	<p>平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月29日閣議決定)記載内容</p> <p>【(1)子ども子育て支援法(平成28年)】 【(2)職業訓練法(平成28年)】 【(3)職業訓練法(平成28年)】 【(4)職業訓練法(平成28年)】</p>

各府県からの第1回回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1回回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2回回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	
見解	補足頁	見解	補足頁					
第1回回答について了解いたしました。なお、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するためには、資機も資機、食品事業者の行為を規制し、責任を明確化する必要があるところですが、食品ロス削減の観点にも配慮しつつ、食品衛生法の適切な運用を引き継ぎお願いたします。	--	--	--	【全国知事会】 提案の実現を求める。 ただし、食品の安全性を担保する仕組みを新たに構築の上、実現すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今回、御提案があったことを踏まえ、食品ロス削減の議論の際には、食品衛生法の目的や、当該目的を達成するためには、販売だけでなく各種の場も含めて食品事業者の責任を明確にする必要があることについて、より丁寧に説明してまいります。	--	
提案の実現に向けて、積極的かつ迅速な検討をお願いしたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		医師等の医療従事者の免許申請書については、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)等により様式が定められており、その様式中に、大臣名を記入する箇所を設けている。二重姓の医療従事者の各種免許申請書における氏名を大臣名の記入を廃止することについては、平成31年の免許申請から実施できるよう省令改正を行う。	〔厚生労働省〕 (8) 医師法(第23条20)、歯科医師法(第23条20)、保健師助産師看護師法(第21条20)、診療放射線師法(第6条22)、保健師法(第14条)、理学療法士及び作業療法士法(第33条7)、長寿師法(第35条146)、理学療法士及び作業療法士法(第40条137)及び嘱託師範士法(第46条54) 以下の資格の免許に係る申請の様式については、平成30年中に省令を改正し、厚生労働大臣の氏名の記入を廃止する。 ・医師 ・歯科医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・衛生検査技師 ・薬剤師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・嘱託師範士	
特定事業所集申減算の見直しについては、利用者の希望による特定事業所の選択の状況をはじめ、医療との連携などの地域の実情や自治体、介護サービス事業者の事務負担の軽減などを十分に踏まえた上で検討されたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		特定事業所集申減算の見直しについては、社会保険審議会介護給付分科会において現在議論いただいているところであり、平成29年度中に結論を得ることとしたい。	〔厚生労働省〕 (27) 介護保険法(第9条123) (46) 居宅介護支援に係る特定事業所集申減算の見直しについては、関係する協議会の意見を聴いた上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
〇貸付を受けるために組織としてまうモラルハザードの発生の恐れについては、本制度はもともと創設がなく、組織に当たって必要とする費用を対象とした貸付制度であり、返還の免状についても保育所等で年間返還する必要があることから、モラルハザードとして問題化するほど、貸付を受けるために安易に組織する恐れは極めて低いと考えられる。 〇また、返還する際にも返還後1年未満の借入れ期間を定めている状況があるため、期間の要外経路により、保育人材の確保につながる効果がある。 〇なお、ホームページ「保育士・保育所支援センター」で連携した潜在保育士の紹介に関する情報は既に積極的に進んでいることであるが、貸付決定は半役付と既設状況にあるため、より活用されやすいよう要件緩和されることを提案する。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		〇 短期準備金の貸付事業は、通常、本人が負担する転居が伴う場合における転居費用や申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる滞在費など、幅広い費用を対象とし、一定の条件の下、返還を免除するものであることや政策として、保育士の職場定着を促していることと逆行しかねないとも踏まえ、慎重に検討することが必要だと考えられている。 なお、当該貸付事業の実現として、今年度の4月から7月までの4ヶ月で100件以上の貸付決定を行った県もあり、周知徹底により潜在保育士の就職支援への活用が進んでいる事例もある。	〔厚生労働省〕 (38) 保育士給与金貸付等制度実施要綱 ・保育士給与金貸付等制度実施要綱(平28厚生労働事務次官)の5、就職準備金貸付については、一時的な活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表することの取組を平成29年度中に行う。	
本府においては、平成20年4月1日児童発達支援法0401011等による「児童支援機関事業の実施に要する費用」により、児童支援において豊富な経費を有する民間NPOの法人と連携し、児童支援機関を設立し、地域コミュニティの再生を基盤とした事業の開始から調査、研修、マッチングから支援までを一貫して取り扱う、児童支援を活用した発育支援からモデル事業に平成27年度より取組んできた。平成28年3月31日児童発達支援0331第4号「児童支援団体の募集について」により、「児童支援事業実施要綱」が定められ、平成29年4月1日より実施されることとなったことから、同要綱に定める児童支援機関(A型)として指定を受け、県内の各市町村とも児童支援センターそれぞれに児童支援機関を設置する計画を推進している。 本府の3ヶ所(うち2ヶ所がNPOの法人を指定)の児童支援機関は、既に、児童相談所より、児童相談法第27条第1項第2号に基づく児童福祉法第33条第1項に基づく一時保護委託をマッチングし、緊急時の対応を求めて支援を行っており、厚生労働省回答の課題をクリアしているものと考えられる。 しかしながら、今後、児童支援事業実施要綱に基づき、全国の都道府県がさまざまな児童支援機関(A型及びB型)を指定することも想定され、緊急時の対応等、想定されることも懸念される。 〇 市町村の役割が強化される中、子育て短期支援事業は必要不可欠なサービスであり、社会的養育関係機関のない市町村において、子育て短期支援事業の社会資源を持つことは喫緊の課題である。施設を持たない児童支援機関が子育て短期支援事業を実施することのできる指針について早急に策定されたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	施設のない児童支援機関が当該事業を実施できるよう取組むことについては、その指針が緊急時に児童支援センターが活用できることが可能か等、今後国が管理する予定のフォスティング機関事業実施のためのプロジェクトチームにおける検討等の動向を踏まえ、課題を整理した上で検討してまいります。	〔厚生労働省〕 (3) 児童福祉法(第22条164) (48) 子育て短期支援事業(6条の3第3項)の実施態勢については、子育て短期支援事業の実施として、児童支援機関が提供する児童(6名程度)を対象とすることも求め、課題を整理しながら検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門家からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年度の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年1月21日閣議決定) 配内関係
見解	見解	見解	見解	見解	見解
<p>新たな社会的養育の在り方に関する検討会から提出された「新しい社会的養育ビジョン」は、施設の小規模化や地域分散化や子どものケアニーズの多様化による専門職の即時の対応の必要性が示されている。</p> <p>こうした方向性は、児童養護施設の小規模化や設備のケが必要な児童に対応するため15歳以下に新たな社会的養育の在り方に関する検討会において検討してまいりたい。</p> <p>今後、本提案の実現に向けた設計を行い、平成29年度中に結論を出していきたい。</p>	<p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p> <p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえて検討することなどが、医療的ケアの必要性・緊急性は長療養の例からも明らかであり、平成20年から具体的な情報収集を行うよう、早期に検討されていた。</p>	<p>平成29年度改正児童福祉法や有期養育により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、ご提案内容について検討してまいります。</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>
<p>児童発達支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p> <p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>ご提案については、各府県の内容を直接的に調査するのであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止し、又は参入すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>○「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえて検討することなどが、医療的ケアの必要性・緊急性は長療養の例からも明らかであり、平成20年から具体的な情報収集を行うよう、早期に検討されていた。</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>
<p>児童発達支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p> <p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえて検討することなどが、医療的ケアの必要性・緊急性は長療養の例からも明らかであり、平成20年から具体的な情報収集を行うよう、早期に検討されていた。</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>
<p>児童発達支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p> <p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえて検討することなどが、医療的ケアの必要性・緊急性は長療養の例からも明らかであり、平成20年から具体的な情報収集を行うよう、早期に検討されていた。</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>
<p>児童発達支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p> <p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえて検討することなどが、医療的ケアの必要性・緊急性は長療養の例からも明らかであり、平成20年から具体的な情報収集を行うよう、早期に検討されていた。</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>
<p>児童発達支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p> <p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【加西市、小野市、西宮市、多可町】</p> <p>児童養護施設支援センターは、日常生活における基本的動作の確保、独立自立に必要な知識技能の習得、施設生活への適応のための生活スキルを身に付け、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。施設外活動は、児童発達支援に加え、施設外活動も行う必要がある。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえて検討することなどが、医療的ケアの必要性・緊急性は長療養の例からも明らかであり、平成20年から具体的な情報収集を行うよう、早期に検討されていた。</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>	<p>〔民生労働部〕</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(6)児童福祉法(昭22法164)</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対比方針 (平成28年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
本提案は被保護者が上限額以上の金額を返還する意志がある場合で市と被保護者双方が生活維持に支障ないと判断する場合に限定したものである。 現行、上限額以上の金額の返還については被保護者が金融機関に納付書を持参し納付しているところであるが、具体例に照らせばA（高齢者単身世帯）毎月1万円を平均（12～3月は2万円）、B（高齢者2人世帯）毎月3万円、C（障がい者2人世帯）毎月2万円、D（高齢者2人世帯）毎月2万円（12月のみ2万円半）、E（その他単身世帯）毎月2万円などその他にも多数例があり、これらは被保護者本人が返済期間の短縮を望みたいとして行っているものであり、納付書ではわざわざ金融機関に足を運んで納付書により納めているものである。（仮に口座振替にしたとしても将来の滞りや残高不足による振替不能を防ぐために金融機関に足を運ぶ必要がある。） 本市としては、生活保護法の理念に照し、保護者の職権限からの発生を要するような返還を要する考えは無いものであり、被保護者本人が、保護費のやりくりにより返済短期を願うためを運んでいる現状、またこのために購入の限定を行い、納付書を発行する等の事務がふんだんである市の実態に目を向け、第2次案による費用増額における保護金品等との調整について、被保護者の同意と福祉事務所の判断があれば上記のような事例にも対応できる旨を明確に記した通知をお示しくださるよう再検討をお願いする。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、被保護者の最低生活の確保が確保されるよう留意すること。	1次ヒアで回答されたように、通知で示されている保護金品と調整する金額の上限（補身世帯であれば5000円程度、複数世帯であれば1万円程度）については、生活の維持に支障がない場合の一般的な目安を示したものであり、保護の実施機関が生計状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、当該上限にとらわれず柔軟な対応が地方公共団体の判断で可能ということであれば、その旨が明確に伝わるよう、通知の改正などにより対応いただきたい。	○ ご指摘頂いた趣旨が明確となるよう通知を改正すること等について検討してまいります。	④[厚生労働省] 〔15〕生活保護法(昭25法144) 〔Ⅱ〕費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による保護費の申出に基づき徴収からの徴収については、保護の実施機関が生計状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の徴収について」(平成28年労働省)に規定されている保護金品と調整する金額の上限に扱われない柔軟な対応が可能となるよう、当該通知を平成30年度中に改正する。
本市では平成27年から平成28年にかけて、障害福祉サービス受給者が12%増加（H27：6,761人→H28：7,546人）する一方、相談支援専門員は5%減少（H27：125人→H28：119人）しており、相談支援専門員一人当たりの負担は年々大きくなっている状況である。 費用増額の赤字となり、アセスメント及びモニタリングにおける障害者への訪問の必要性は十分認識しているものの、本市が市内の相談支援事業所に実施したアンケートによると、約70%の事業所が「相談支援専門員の負担が増加するため、新規の利用契約は困難」と回答しており、利用契約を結ぶことができない状況にある。現状が改善されない限り、このような深刻な支援を受けられない障害者やその家族が増加し続けることが懸念される。また、障害者の虐待の通報等として、相談支援専門員は重要な役割を担うが、訪問事業所の職員との情報共有を要行うこと等により、モニタリングにおける在宅訪問の目的は達成できるとも考えられる。 以上のことから、当該提案の実現による相談支援専門員の負担軽減を行うべきと考えられる。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		障害者への相談支援におけるアセスメント及びモニタリングについては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自らした日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握するために行うものであるが、相談支援専門員の負担軽減策として生活の基盤となる居宅等の状況の評価を省略することは、業務の軽率を助長することとなり、相談支援の質の低下を招くこととなるため、ご提案のあったような居宅等ではなく通所事業所においてアセスメント及びモニタリングを実施することは認められない。 なお、今回のご提案があった背景としては、障害福祉サービス等利用者に対して相談支援専門員が不足していることによるものと考えられるが、相談支援専門員が適切に確保されるための相談支援事業所における報酬の在り方等については、平成30年度報酬改定の議論の中で検討してまいります。	④[厚生労働省] 〔4〕児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成12年法律123) 障害者及び障害者の相談支援については、相談支援の体制の充実や質の向上に併せて相談の円滑な実施を確保するための取組について、平成28年度に「障害者福祉サービス等報酬改定」に向けて議論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。